

平成29年度第1回流山市青少年指導センター運営協議会会議録

- 1 日 時 平成29年6月1日（木）
午後3時～4時
- 2 場 所 流山市生涯学習センター C401
- 3 出席委員 菊地委員、井上委員、窪田委員、三橋委員、後田委員
伊藤委員、石原委員、岩佐委員、佐郷谷委員
増田委員、大川原委員、杉山委員
- 4 欠席委員 奥野委員、秋月委員、中川委員、山口委員
- 5 事務局 戸部生涯学習部長
生涯学習課指導センター 小林所長、飯泉指導主事
小川副主査、中野副主査
- 6 議 題 (1) 運営協議会会長、副会長の選出について
(2) 平成28年度流山市青少年指導センターの事業
報告について
(3) 平成29年度流山市青少年指導センターの事業
計画について
- 7 傍聴人 なし

(飯泉指導主事)

ただ今から、平成29年度第1回流山市青少年指導センター運営協議会を開催いたします。はじめに、後田教育長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。教育長が皆様の席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮に存じますが順番が参りましたら御起立願います。

<委嘱状交付>

(飯泉指導主事)

後田教育長から御挨拶を申し上げます。

<教育長挨拶>

(飯泉指導主事)

本日は、委嘱後初めての会議ですので、自己紹介をお願いします。

<委員自己紹介>

(飯泉指導主事)

次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

<職員自己紹介>

(飯泉指導主事)

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。流山市附属機関に関する条例第5条第2項で「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」と規定されております。本日の会議は、委員16名中12名の出席、4名の欠席となっておりますので、委員の半数以上の出席ですので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の傍聴者はありませんでしたので御報告します。

それでは、議事1「運営協議会会長・副会長について」ですが、資料の最後のページの流山市附属機関に関する条例を御覧願います。同条例第3条に「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

(石原委員)

事務局一任したいと思います。

(飯泉指導主事)

事務局一任とのことですが、いかがいたしましょうか。

<異議なしの声あり>

(飯泉指導主事)

異議なしとの事ですので、事務局では、会長には、こどもたちの安全に大きくかかわるということで小中学校校長会代表の中川委員にお願いしたいと考えております。本日、中川委員は欠席しておりますが、事前に了承していただいております。また、副会長には、増田委員にお願いしたいと考えておりますが。

(委員) <異議なし>

(飯泉指導主事)

異議なしとのことですので、会長に中川委員、副会長には増田委員にお願いいたします。流山市附属機関に関する条例第5条に「附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。」と規定されており、本来ならば中川会長が議長となるところですが、本日、欠席されておりますので、増田副会長に議長をお願いします。

(増田副会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議事2「平成28年度青少年指導センターの事業報告について」事務局から説明願います。

(小林所長)

青少年指導センター所長の小林です。よろしく申し上げます。平成28年度青少年指導センターの事業報告について御説明させていただきます。本センターは、4つの重点目標として(1)補導活動(2)相談活動(3)学校警察連絡協議会活動(4)青少年社会環境浄化事業を実施しています。2ページを御覧ください。年間を通しての主な活動として、学校行事に合わせたパトロール、例えば始業式、入学式、終業式、卒業式等で子供たちの安心安全を確保し、また、不審者情報によって、特別パトロールを実施しました。また、学校警察連絡協議会では、年4回地域、学校、警察(交番)、防犯パトロールの方との情報交換会や研修会を実施し、充実したものにしようと心がけました。

青少年社会環境浄化事業としては、大きく二つの活動があり、その一つは納涼祭パトロールです。地域の方、学校の先生、PTAの方が子ども達の安心安全のためにパトロールをします。2つ目は、実行活動及び集会活動です。店舗調査、有害図書、有害がん具、カラオケ、ゲームセンターの进店規制があるか等を確認し、表示がなければ協力を求めまし

た。相談活動については、電話相談、来所相談、訪問相談を実施しております。家庭だけで抱えるのではなく、関係専門機関を紹介し、その子が今より幸せに生活できるようにと思いながら、親身になって相談しています。

次に、補導活動の状況について3ページを御覧ください。28年度の街頭・支部パトロール実施状況では、補導活動実施回数は610回で、補導員従事者数2,598名と昨年度を若干下回りました。センター職員のパトロール総数が、480名から452名ということでこれも若干減っています。松戸で起きた痛ましい事件もあり、3月末から4月の入学式後まで、流山警察と連携し、パトロールを強化しました。パトロールの種別についてですが、街頭パトロールは職員と補導員、支部パトロールは補導員のみ、特別パトロールについては、状況に応じてセンター職員のみで動いております。昨年度までの第19期補導員は137名でパトロールを実施しました。その内訳は、一般補導員102名、学校補導員・教職員が35名です。街頭パトロールは、補導員とセンター職員と一緒に6月、7月、9月、10月、11月、2月の第1、第2週位で実施し、一般の補導員の方々は、午前、午後、夜間を、教職員の補導員の方々は薄暮（夕方4時から5時の間）にパトロールを実施しました。また、補導された青少年は減少傾向にあり、平成28年度に補導された青少年の数は平成27年度に比べ31名減少しています。これは、補導員の活動、学校の安全指導、市の防犯活動、流山警察の活動等によるものと考えております。学識別行為の「夜遊び」について、県内の動静に合わせ「正当な理由なく外で遊んでいる」青少年への声かけ件数をカウントすることにしたため、昨年度101件が、今年度106件に若干増加しています。自転車の「二人乗り」、「無灯火」は減少しています。平成26年度の改正道路交通法が施行されたことにより、自転車運転中の危険なルール違反への講習受講が実施されたことによるものと考えております。被害者になるばかりでなく、加害者になる危険性があることを含め、これまで以上に啓発に努めたいと思います。次に、5ページを御覧ください。センターの相談活動は、月曜日から金曜日までの9時30分から16時30分までで、専門相談員2名と臨時職員1名の合計3名で対応しています。相談件数については、平成27年度が67名の方が

ら電話等で626件の相談があり、28年度は134名の方から電話等で727件の相談があり、増加している状況で、1人当たり約5回位の相談をしていることとなります。実際に年度を越えて継続して話を聞いている割合は非常に少ないということです。これは相談の終了、解決といったものではなく、専門相談員とのやり取りの中で、他の関係機関などの紹介もするので、次のステップに向かう少年たちも多いようです。継続しての相談者もいらっしゃいますが、新規の方の多種多様な相談があり、相談者が増えてきている点で幅広い相談活動になっていると考えています。

続いて、6ページを御覧ください。不審者情報については、28年度は73件ありました。小中高、高等学園、幼稚園、警察、近隣の青少年センターなど57の関係機関にファックス、メールで知らせる体制になっています。「露出」「声かけ」「脅迫・暴行」が多くなっている状況があります。また、特質すべきは、「聞き出し電話」であります。特に多いのが小学校でした。この聞き出し電話は、25年度16件ありましたが、平成26・27・28年度は各5件です。これは各学校で、名簿、連絡網等を工夫し、紙ベースのものではなく、安全メールでの連絡体制を取るなどの対応の成果と思われれます。以上で、説明を終了いたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

(増田副会長)

事務局から説明がありました。御質問等がありましたらお願いします。なければ、議事3「平成29年度流山市青少年指導センターの事業計画について」事務局から説明願います。

(小林所長)

平成29年度流山市青少年指導センターの事業計画について御説明いたします。7ページを御覧ください。運営基本方針は、「現代の青少年の動向及び青少年を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、青少年指導センター設置条例に示された業務内容の遂行と青少年を取り巻く社会環境浄化の推進を図るとともに、青少年の健全育成及び非行防止に努める。」ことになっております。重点目標は、「補導活動」「相談活動」「学校警察連絡協議会活動」「青少年社会環境浄化事業」の4つの柱となっております。補導活動については、学校との連絡を密に図りながら

行っております。本市は、人口が増加しており、特に、流山おおたかの森駅周辺、南流山駅周辺は、人が集まっている状況にあります。そのような場所については、人の流れや集まり方が変わってきているので、補導員の皆様と大人の目の届かない場所等の情報交換を密にして、子ども達を危険から守っていきたいと考えております。研修等については、フリースクールが多くて、高校生が昼間にいたとしても、その子に対して、どのような言葉、どのように視線を向けたら、傷つけないで補導活動ができるかを含めて、今年の研修会で話題となったところです。そのような研修会を開催し、情報交換をしながら、補導員の資質の向上を図っております。補導員研修として6月23日に、千葉県市川警察署生活安全課から上席相談員を講師に研修会を開催します。

相談活動については、電話相談を中心に関係機関との調整、情報を得ながら子ども達がより幸せになるよう親身になった相談活動を行って参ります。

学校警察連絡協議会活動については、流山警察、指導課、地域のパトロール隊の方々の協力を得ながら、お互い、地域の情報を、学校の先生は、外に出る機会があまりないので、子ども達の地域の様子を地域の方々から情報を得る。警察には、学校での児童生徒の様子、雰囲気等を伝え、相互の情報交換の充実を図って参ります。

青少年社会環境浄化事業については、納涼祭パトロール、店舗調査、実行活動を行います。その活動の成果を12月に文化会館で、「全体のつどい」を「家庭教育講座」の連携を図って開催いたします。地域の状況、児童・生徒の店舗内のマナーを伝える活動をいたします。

県下一斉パトロール、広域列車パトロールではTX、流鉄流山線、武蔵野線、東武線に乗って、車内での状況を見て声掛け活動を行います。

以上で、説明を終了いたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

(増田副会長)

事務局から説明がありました。御質問等がありましたらお願いいたします。

(石原委員)

補導員をしています。パトロール中に、下校時等に子ども達が時々、いじめられているのかなと思った時に、どのように声掛けをしたらいいか。中学生が遊んで帰る時に、車に気を付けて、お家の方が待っていると声掛けをしています。子ども達は、傷つきやすいので、研修が必要と感じております。

(小林所長)

声掛けの研修の必要性とパトロールの今後の充実が大事だと思います。

(大川原委員)

補導員をしています。先日、南流山地区を車でパトロールをしていた時に、交差点で、私は直進で、対抗から親子連れの自転車の内、子どもの自転車が斜め通行したため、急ブレーキをかけて危ない場面に遭遇した。中学校の先生から自転車通学をしている中学生の自転車の乗り方について、数人で道路を通行したり、急坂をスピードで降りるとか聞いています。

(岩佐委員)

先日、下校時に、旗振りをしていました。その時に、2人の児童の内、名札を付けていない児童がいて、名札どうしたのと声をかけた時に、落とされたとの事で、その児童は、探しに行くと言った。事故にあっても困ると考えていたところ、もう一人の児童の保護者が来て、名札を落とされた児童の保護者を知っているので、家に行って保護者に説明すると言ってくれて、児童と一緒に帰った。声掛けと判断が非常に難しいと感じました。

(小林所長)

名札については、個人情報に関係で付けない学校もあります。今の話しは、運営協議会、学校警察連絡協議会や地域でないと聞けない話だと思います。その児童は、やさしい声掛けをかけられて、安心にはつながったと思います。

(後田委員)

自転車の乗り方については、校長会で話しをしてしておりますが、気が付きましたら皆様にも声掛けをお願いしたいと思います。

(佐郷谷委員)

相談活動が月曜日から金曜日で、9時30分から4時30分ですが、普通は学校にいる時間です。そうすると、不登校ではないが色々悩みを持っている方は、いつ電話できるのか。

(小林所長)

この時間帯が勤務体制となっております。学校からは、指導センターの相談機関だけではなく、色々な相談機関があり、他の機関でも相談をしています。相談活動は、相談をしたい思いが大事です。自分が相談したいから出向いたり、電話をかけたりする。それがニーズの裏返しになると思います。指導センターだけではないので、御安心いただければと思います。

(佐郷谷委員)

対象年齢が、中学生や高校生なのかと感じがしましたが。もっと小さい子だと。街を歩いていると、お母さんが子どもに対して、こんな言葉で怒るのかと思うことがあります。そのような状況で子どもが育ってしまふと。お母さんもいろいろ疲れていたり、お母さんの方も何かあると思う。家族単位で見るというか、児童相談所であれば入っていけると思いますが、その場だけ注意するのか、児童相談所と連携して共有していくのか。どのような活動をされているのか伺いたい。

(小林所長)

指導センターでは、児童相談所を紹介させていただき、相談をしてもらいます。家庭までになりますと、大人が係わったり、経済的な問題があったり、指導センターで答えられない場合が多くなりますので、相談員も研修を受けておりますので、その方の話しを聞いて、相談機関を紹介しております。

(後田委員)

色々な相談機関があります。流山市では、青少年指導センターの他に、教育研究企画室では、いつでも相談できます。年に1度、子ども達全員に名刺の大きさのカード「流山子ども専用いじめホットライン」を配付しています。教育研究企画室では、内容を聞いて、助言等をする体制を24時間受けています。県の教育委員会でも同様の対応をとっております。件数的には少ない状況ですが、話しをしているうちに落ち着いてくるようです。

(菊地委員)

露出は、多い感じがしますが、警察では110番通報で対応しておりますが、発生時間帯は夜の8時が多く、12時頃には落ち着きます。その4時間位で発生しています。皆さんの活動を見ると街頭パトロールの時間帯は、19時30分から21時ですが、それは時間的な制限があり難しいと思いますが、パトロールでは、自転車の二人乗りや無灯火も当然注意をお願いしますが、スマホをしながら歩いている方も合わせて注意願いたいと思います。子どもは、「スマホを使っていると誰かと繋がっている感があって安心してしまう」と言う方がいました。実際に、そこで何かがあった時に、助けてくれるかということ、助けられない。だけど、助けてくれるという錯覚になってしまう。自分で身を守る意識が軽減してしまう。スマホをしながら歩いても違反にはならないが、犯罪の被害につながったり、怪我をしたりすることも考えられるので注意していただきたいと思います。

(増田副会長)

他に意見等がないようですので、以上で運営協議会を終了いたします。